

入札参加資格登録をされている皆様へ

令和2年12月16日
大 阪 府

各種契約書の改正について

契約局が定める各種契約書を下記のとおり改正しますので、お知らせいたします。

記

1 改正する契約書

別添のとおり

2 主な改正内容

「大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則」が令和2年12月25日に施行されることに伴い、建設工事請負契約書の「受任者又は下請負人の通知等及び誓約書の提出」及び業務委託契約書の「一括再委託等の禁止」条項について、次のとおり変更します。

- 同規則に基づく「入札参加除外者」、「誓約書違反者」及び「指定構成員共同企業体」（指定構成員共同企業体は建設工事請負契約書のみ）を受任者又は下請負人等としてはならない旨を規定。
- 契約金額にかかわらず、受任者又は下請負人から同規則に基づく誓約書の徴取を規定。

3 適用時期

令和2年12月25日以降に公告する案件から適用

お問い合わせ先

総務部 契約局 総務委託物品課
企画・システムグループ（内線 5375）
資格審査グループ（内線 5384）
電話 06-6941-0351

【改正する契約書】

建設工事請負契約書

建設工事請負契約書（中間前金払用）

土木設計業務等委託契約書

土木設計業務等委託契約書（債務）

建築設計業務等委託契約書

建築設計業務等委託契約書（債務）

事業損失調査業務委託契約書

工事監理業務委託契約書